

告 示

埼玉県告示第三百三十四号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第四条第三項第二号」を「第十三条第三項第二号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改める。